

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
1	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	5		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立小山台高等学校
2	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	3	1															都立つばさ総合高等学校
3	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	23		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立つばさ総合高等学校
4	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	1	1															都立芝商業高等学校
5	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	12		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立芝商業高等学校
6	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	1		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立目黒高等学校
7	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	1	1															都立青山高等学校
8	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	2		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立青山高等学校

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
9	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	2	1															都立松原高等学校
10	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	14		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立松原高等学校
11	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	1	1															都立桜町高等学校
12	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	8		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立桜町高等学校
13	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	10		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立千歳丘高等学校
14	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	1	1															都立世田谷総合高等学校
15	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	10		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立世田谷総合高等学校

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
41	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	10		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立上野高等学校
42	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	1	1															都立足立西高等学校
43	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	1		1						1							公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立足立西高等学校
44	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立青井高等学校
45	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立足立新田高等学校
46	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	6		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立蔵前工科高等学校

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
55	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	4		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立江東商業高等学校
56	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	1	1															都立葛西工科高等学校
57	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	5		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立葛西工科高等学校
58	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	5		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立橋高等学校
59	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	1	1															都立日野台高等学校
60	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	12		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立日野台高等学校

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
69	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	14		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立田無工科高等学校
70	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	8		1					1	1	1						・会長の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・ネームカード内の記載事項は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当） ・会費の金額に関する情報は、内部管理情報であり、公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立多摩科学技術高等学校
71	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	8	1															都立府中東高等学校
72	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	2		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立府中東高等学校
73	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	1	1															都立若葉総合高等学校
74	R7. 2. 2	R7. 7. 2	令和6年3月1日から4日まで、都立高等学校において実施された合格者手続きにおいて、合格者に対して配布された〇〇の資料。	9		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）	都立若葉総合高等学校

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]

令和 7 年度 公文書開示（7 月決定分）

[illegible]

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
88	R7. 7. 10	R7. 7. 17	令和7年3月27日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和6年12月31日 現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象622校（中等教育学校、 義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた5 78校	10	1															教育庁都立学校教育 部高等学校教育課
89	R7. 7. 3	R7. 7. 17	平成6年6月13日付「学校職員の成績特別昇給制度の改正について（最終）」	4	1															教育庁人事部勤労課
90	R7. 7. 3	R7. 7. 17	平成6年6月13日付「学校職員の成績特別昇給制度の改正について（最終）」 の通知の決定に関する決裁書類の全て					1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁人事部勤労課
91	R7. 7. 8	R7. 7. 17	株式会社〇〇を除く〇〇〇〇に関する提案書				1					1							公にすることにより、法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる情報が記録されているものであり、東京都情報公開条例第7条第3号に該当するため	教育庁都立学校教育 部学校健康推進課
92	R7. 7. 9	R7. 7. 23	以下日程の〇〇訪問の開催案内・内容・結果の文書又は電磁的記録。メール、説明・配布資料、議事録等を想定。2024年5月13日、同8月5日、同9月30日、同10月7日、同10月11日、同10月21～22日、同10月24～25日、同10月28日、同11月5日、同11月11日 〇〇打ち合わせ、同11月18日、同11月21～22日、同12月6日、2025年4月10日、同4月17日、同4月22日、同4月24日					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル 人材育成部国際教育企画課
93	R7. 7. 9	R7. 7. 23	以下日程の〇〇訪問の開催案内・内容・結果の文書又は電磁的記録。メール、説明・配布資料、議事録等を想定。2024年4月4日 〇〇打ち合わせ、同6月6日、同6月27日、同9月19日					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル 人材育成部国際教育企画課
94	R7. 7. 10	R7. 7. 23	以下日程の英語スピーキングテスト視察の結果・事後対応の文書又は電磁的記録。メール、視察報告、改善検討等を想定。2025年2月20日 〇〇、同2月26日 〇〇、同3月3日 〇〇、同3月4日 〇〇、同3月4日 〇〇、同3月5日 〇〇、同3月6日 〇〇、同3月10日 〇〇					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル 人材育成部国際教育企画課
95	R7. 7. 10	R7. 7. 23	以下日程の英語スピーキングテストの打ち合わせや対応の内容・結果の文書又は電磁的記録。メール、説明・配布資料、議事録、結果報告等を想定。2024年6月7日に〇〇氏・〇〇氏が井の頭線沿線に対応、同6月10日に〇〇氏・〇〇氏が山手線沿線に対応、同6月12日に〇〇氏が新橋駅からバス移動に対応、同日に〇〇氏が大江戸線沿線に対応、同6月14日に〇〇氏が西武拝島線沿線に対応、同6月17日 〇〇、同6月20日に〇〇氏が常磐線沿線に対応、同6月21日 〇〇、同6月26日に〇〇氏が西武新宿線沿線に対応、同6月28日 東新宿駅近辺、同7月1日 虎ノ門駅近辺、同7月3日に〇〇氏が半蔵門線沿線に対応、同7月24日に〇〇氏・〇〇氏が青梅線沿線に対応、同7月25～26日 〇〇面会、同7月30日に〇〇氏・〇〇氏が西武多摩湖線沿線に対応					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル 人材育成部国際教育企画課

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
96	R7. 7. 10	R7. 7. 23	以下日程の英語スピーキングテストの打ち合わせや対応の内容・結果の文書又は電磁的記録。メール、説明・配布資料、議事録、結果報告等を想定。2024年8月6日に〇〇氏が近接地内に対応、同9月3日 六本木駅近辺、同9月17日 〇〇氏が総武線沿線に対応、同9月18日 〇〇、同10月1日に〇〇氏が西武池袋線沿線に対応、同11月13日 東新宿駅近辺、同11月15日に〇〇氏が仙川駅からバス移動に対応、同11月19日に〇〇氏が北総線沿線に対応、同11月22日に〇〇氏が麴町駅近辺で参加した研修、同11月28日に〇〇氏が東北本線沿線・日暮里舎人ライナー沿線・西武新宿線沿線等で対応した計5件、同11月29日に〇〇氏が西武新宿線沿線・山手線沿線・三田線沿線に対応、同12月3日に〇〇氏が井の頭線沿線に対応、同12月4日に〇〇氏が近接地内や井の頭線沿線等で対応した計3件					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
97	R7. 7. 10	R7. 7. 23	以下日程の英語スピーキングテストの打ち合わせや対応の内容・結果の文書又は電磁的記録。メール、説明・配布資料、議事録、結果報告等を想定。2024年12月26日に〇〇氏が西武新宿線沿線に対応、同日に〇〇氏が京王線沿線に対応、2025年2月18日に〇〇氏・〇〇氏が井の頭線沿線に対応、同2月28日に〇〇氏が西武多摩川線沿線に対応、同3月3日に〇〇氏・〇〇氏が中央線沿線に対応、同3月24日 住吉駅近辺、同3月26日～27日 予備日対応、同4月9日に〇〇氏が西武池袋線沿線に対応、同4月18日に〇〇氏が荻窪駅近辺・大江戸線沿線に対応、同4月23日に〇〇氏が多摩センター駅からバス移動に対応					1											請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
98	R7. 7. 11	R7. 7. 23	令和7年度東京都公立学校教員採用候補者選考（8年度採用）第一次選考 問題 ○小学校全科 ○小学校全科（英語コース） ○中・高共通 国語 ○中・高共通 公民 ○中・高共通 英語 ○小・中共通 中・高共通 音楽 ○小・中共通 中・高共通 美術 ○高等学校 工業 ○養護教諭 ○特別支援学校 自立活動	224	1															教育庁人事部試験課
99	R7. 7. 22	R7. 7. 25	・令和7年度都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）で使用予定の補助教材一覧 ・令和7年度都立中学校及び中等教育学校前期課程で使用予定の補助教材一覧	556	1															教育庁指導部管理課
100	R7. 6. 26	R7. 7. 25	令和6年度東京都教職員研修センター教育課題研究発表会の講師について（依頼）	4		1									1				公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）	教職員研修センター

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
101	R7. 5. 29	R7. 7. 28	(1) 特別職非常勤職員から労働委員会に申し立てがあった件数とその内容がわかる公文書。 (2) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）適用の会計年度任用職員、及び、旧・一般職非常勤職員から労働委員会に申し立てがあった件数とその内容がわかる公文書。 (3) 地公労法適用の常勤職員から労働委員会に申し立てがあった件数とその内容がわかる公文書。					1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁人事部勤労課
102	R7. 5. 29	R7. 7. 28	(9) 会計年度任用職員のうち、地公労法の適用を受ける職員の人数とその職種別内訳がわかる公文書 (10) 会計年度任用制度導入以前の一般職非常勤のうち、地公労法の適用を受けた職員の人数とその職種別内訳がわかる公文書。 (12) 会計年度任用職員による、人事委員会への申立（苦情処理、措置要求）の状況がわかる公文書。 (13) 会計年度任用制度導入以前の一般職非常勤職員による、人事委員会への申し立て（苦情処理、措置要求）の状況がわかる公文書。 (16) 苦情処理共同調整会議(地公労法第13条)の設置と運営の状況がわかる公文書。					1											請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
103	R7. 5. 29	R7. 7. 28	(1) 審査請求書（「処分に対する不服の理由」欄が空欄のもの） (2) 審査請求書（「処分に対する不服の理由」欄に「裏面のとおり」との記載があるもの） (3) 審査請求書（「処分に対する不服の理由」欄に「別紙の通り」との記載があるもの）	41		1					1				1				・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため ・ 審査請求事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁総務部法務監察課
104	R7. 7. 17	R7. 7. 30	・ 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会配布資料 ・ 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会議事録 ・ 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会特別部会配布資料 ・ 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会特別部会議事録	272	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課
105	R7. 7. 17	R7. 7. 30	・ 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書																本件請求に係る情報のうち、令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会における検討内容が記載されている「令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書」は、東京都のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

令和7年度 公文書開示（7月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
106	R7. 7. 17	R7. 7. 30	・ 令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会配布資料 ・ 令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会議事録 ・ 令和8年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書				1							1	1				・ 本委員会の配布資料及び議事録が現時点で公になった場合、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号に該当） ・ 本委員会での検討内容が報告書の公表前に明らかとなり、入学者選抜の業務に支障が生じるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） 【不存在理由】 令和7年9月に公表を予定しており、現時点では作成していないため	教育庁都立学校教育 部高等学校教育課
107	R7. 6. 17	R7. 7. 31	〇〇から〇〇への事務引継書	187	1															教育庁総務部総務課
108	R7. 6. 17	R7. 7. 31	東京都教育委員会の〇〇から〇〇の事務引き継ぎ書					1											保存年限経過により廃棄しており、存在しないため	教育庁総務部総務課
109	R7. 6. 17	R7. 7. 31	・ 次第（第77回） ・ 資料1_これまでの進捗状況 ・ 資料2-1 令和6年度 都立高等学校・中等教育学校・中学校卒業式日程一覧 ・ 資料2-2 令和6年度都立特別支援学校 卒業式日程一覧 ・ 第77回 記録 ・ （資料1）令和6年度卒業式及び令和7年度入学式の実施状況について ・ （資料2）令和6年度 卒業式 における国旗掲揚・国歌斉唱・会場設営等に関する調査結果 ・ （資料3）令和7年度 入学式 における国旗掲揚・国歌斉唱・会場設営等に関する調査結果 ・ 令和7年5月27日付7教指企第251号 第78回都立学校等卒業式・入学式対策本部に関わる資料の送付について	10	1															教育庁指導部管理課
110	R7. 6. 17	R7. 7. 31	・ 令和6年3月29日付事務引継書	3		1									1				・ 当該情報は人事に関する情報であり、公にすることにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・ 当該情報は、組織運営に関する情報であり、公にすることにより、組織及び人事に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・ 当該情報は、内部管理に関する情報であり、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁指導部管理課
111	R7. 6. 17	R7. 7. 31	東京都教育委員会の〇〇時代の〇〇から〇〇の事務引継書					1											保存期間満了により廃棄しており、存在しないため	教育庁指導部管理課